

令和6年度環境測定結果等について

千葉市では、令和6年度に実施した市内における環境測定の結果等を公表しましたので、お知らせします。

1 大気環境測定（別紙1参照）

大気汚染防止法第22条第1項の規定により、市内に設置している測定局において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の測定を実施した。

- (1) 二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）は、全測定局で環境基準および環境目標を達成した。
- (2) 光化学オキシダント（O_x）については、全測定局で環境基準および環境目標を達成しなかった。

2 有害大気汚染物質モニタリング調査（別紙2参照）

大気汚染防止法第22条第1項の規定により、有害大気汚染物質（環境基準が設定されている4物質、指針値が設定されている11物質等）について市内6地点で調査した。

- (1) 環境基準が設定されている4物質（ベンゼン等）は、全6地点で環境基準を達成した。
- (2) 指針値が設定されている11物質（水銀、ヒ素等）は、全て指針値を達成した。

3 アスベスト調査（別紙3参照）

市内6地点で夏冬2回の調査を行い、詳細調査が必要とされる指標（1本／リットル）以下であった。

4 微小粒子状物質調査（別紙4参照）

大気汚染防止法第22条第1項の規定により、大気中における微小粒子状物質の挙動等の科学的知見を得るために、市内1地点で、年4回、微小粒子状物質の成分分析を実施した。

5 降下ばいじん調査（別紙5参照）

市内12地点で降下ばいじん調査を実施した。その結果、環境目標値（降下ばいじん総量の月間値が1平方キロメートルあたり10トン以下）の達成率は89.4%（各地点の達成率の平均）であった。

6 水質調査（別紙6、7参照）

市内の公共用水域30地点、地下水15地点の水質調査を実施した。

（1）公共用水域

ア 河川（25地点）

調査した35項目中、「ほう素」、「大腸菌数」を除き、全ての項目で環境基準および環境目標を達成した。「ほう素」は3地点で、「大腸菌数」は1地点で、それぞれ達成しなかった。

また、環境基準の設定されていない要監視項目（PFOSおよびPFOA等32項目）について、3地点（PFOSおよびPFOAについては10地点）で調査したところ、全地点で指針値以下であった。

イ 海域（5地点）

調査した34項目中、「化学的酸素要求量（COD）」、「全窒素」、「全りん」、「底層溶存酸素量（底層DO）」を除き、全ての項目で環境基準および環境目標を達成した。「化学的酸素要求量」、「全窒素」、「全りん」は2地点で、「底層溶存酸素量」は5地点で、それぞれ達成しなかった。

また、環境基準の設定されていない要監視項目（PFOSおよびPFOA等31項目）について、3地点で調査したところ、全地点で「ウラン」が指針値を超過した。他の項目は全地点で指針値以下であった。

（2）地下水（15地点）

千葉市の全体的な地下水質の状況を把握するため、市内15地点を調査し、そのうち、全地点で環境基準を達成した。また、これまでに汚染井戸が確認されている地区を対象とした、継続監視調査および汚染範囲の確認調査を実施した。

7 自動車騒音調査（別紙8参照）

自動車騒音の状況を市内44地点で調査し、主要幹線道路における環境基準の達成状況を評価した。

過去3カ年の評価で、環境基準の達成率はわずかに上昇となっている。

評価年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
評価対象住居等戸数	60,216戸	61,308戸	61,751戸
昼夜間とも 基準値以下の戸数	55,758戸 (92.6%)	57,031戸 (93.0%)	57,952戸 (93.8%)

8 ダイオキシン類調査（別紙9～13参照）

（1）一般環境に関する調査

ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定による常時監視として、大気3地点、公共用水域（河川・海域）5地点、地下水2地点および土壌2地点を調査した結果、全ての地点において環境基準を達成した。

（2）立入検査および自主測定

市内4事業場への立入検査時の測定、およびダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定に基づき事業者が行った自主測定において、測定結果はいずれも排出基準を達成した。